

東京都高濃度 PCB 廃棄物収集運搬支援事業  
助成金交付申請の手引き

※ 収集運搬は必ず交付決定通知書を受領した後に、実施してください。  
交付決定通知書の発効日よりも前に収集運搬を実施した場合は、  
助成金の交付はできません。

令和元年5月

東京都環境局

公益財団法人東京都環境公社



- PCBは、化学的に安定で絶縁性など優れた性質を持っているため、受電施設の変圧器などに幅広く利用されてきました。しかし、昭和43年に発生したカネミ油症事件を機にPCBの毒性が大きな社会問題となったことから、昭和49年までにPCBの使用が原則禁止されましたが、既に製造されたPCBについてはその廃棄物の処理が長年の課題となっていました。
- そこで、平成13年7月15日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(以下「PCB 特別措置法」という。)が施行され、国が中心となって、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)の全国5か所(北海道、東京、豊田、大阪、北九州)の事業所に処理施設を整備し、高濃度PCB廃棄物の処理を実施してきました。
- JESCO 東京事業所では、変圧器やコンデンサーといった高濃度PCB廃棄物が処理されていますが、平成28年8月に改正したPCB 特別措置法が施行され、東京事業エリアでの処分期間を令和4年(2022年)3月31日までとし、その期間内に高濃度PCB廃棄物を適正処理することとされました。また、JESCO 北海道事業所では、安定器等・汚染物といった高濃度PCB廃棄物を処理されていますが、処分期間は令和5年(2023年)3月31日まで処分することになっています。
- 東京都は、都内における高濃度PCB廃棄物の期限内での処理促進と費用負担の軽減を目的として、都内の中小企業者等が所有する高濃度PCB廃棄物をJESCOへ搬入する際の収集運搬費の一部を助成する制度を実施することとしました。

なお、助成金の申請受付業務は「公益財団法人東京都環境公社」が実施いたします。

<問い合わせ先>

公益財団法人東京都環境公社

高濃度PCB助成金交付担当

電話番号 03-3633-2007 (直通)

9時00分から17時00分まで(土日・祝日、年末年始を除く。)

# 目次

項目	ページ数
1 助成事業の概要	
(1) 助成対象となる廃棄物	1
(2) 事業期間	1
(3) 助成対象者	1
(4) 助成対象経費	3
(5) 助成金の額及び限度額	4
2 交付手続き	
(1) 手続きフロー図	10
(2) 交付申請	12
(3) 交付決定	13
(4) 収集運搬委託の実施	13
(5) 実績報告	14
(6) 助成金の額の確定及び支払い	14
(7) 申請内容の変更	14
3 必要書類	
(1) 交付申請時	15
(2) 実績報告時	16
4 決定の取り消しについて	16
5 個人情報等取り扱いについて	17
6 その他の事項	17
7 申請書類チェックリスト	18
8 様式記入例	19
9 様式集	27

# 1 助成事業の概要

高濃度PCB廃棄物の期限内処理促進のため、東京都内での保管場所からJESCOまでの収集運搬に係る費用の一部を助成します。

## (1) 助成対象となる廃棄物

東京都内に保管している、JESCO東京事業所に機器登録をした高濃度PCB廃棄物及びJESCO北海道事業所に荷姿登録をした照明用安定器類。

\*JESCOへ搬入・処分することの出来る高濃度PCB廃棄物。

JESCO東京事業所	トランス、コンデンサー
JESCO北海道事業所	蛍光灯安定器 水銀灯用安定器 安定器（用途不明） 防爆形安定器 安定器用コンデンサー ネオントランス

\*ドラム缶やペール缶内に照明用安定器類以外のものが混入されている場合は、別途ご相談下さい。

## (2) 申請期間

平成29年度から令和3年3月31日まで

ただし、JESCO北海道事業所への受入対象物（照明用安定器類）は令和4年3月31日まで。

## (3) 助成対象者

①東京都内で高濃度PCB廃棄物を保管・所有している方。

②JESCOへの「中小企業者等軽減制度\*」の申請を行い、軽減対象となった方。  
上記①②の条件の両方を満たす次の方が、助成金交付の対象となります。

\*高濃度PCB廃棄物の処分を助成する国の制度

## ■中小企業者

### ・会社(株式・有限・合資・合名・合同)

表1（P2参照）において業種毎に定められているA又はBの基準を満たす会社。ただし次のいずれかに該当する場合は助成対象外となります。

①	1又は2者以上の大企業者(中小企業者以外の会社)が保有する株式数又は出資額が、該当会社の発行済株式総数又は出資の総額の1/2以上を占めている会社(みなし大企業者)。
②	みなし大企業者による貴社の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がある。
③	当該会社と大企業者との相互間の発行済株式の100%保有又は全額出資による完全支配関係がある。

※完全支配関係とは発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く。)の全部を直接又は間接に保有する関係をいいます。

### ・個人事業者

表1（P2参照）において業種毎に定められるBの基準を満たす個人事業者

## ■中小企業団体等

表 2 (P3参照) に定められる中小企業団体等

## ■法人

次のいずれかに該当する法人

- ① 常時使用する従業員の数が表 1 (P2参照) において、主たる業種ごとに定められるBの基準を満たす法人 (国及び地方公共団体を除く)
- ② 常時使用する従業員数が100人以下の法人 (会社、中小企業団体、国及び地方公共団体を除く)
  - ㊦ 学校法人、医療法人、一般財団法人、宗教法人、社会福祉法人、保育園、健康保険組合、医療法人、マンション管理組合 (法人登記されているもの)

## ■個人

- 解散又は事業を廃止した事業者から高濃度 PCB 廃棄物を継承して保管している個人
- 何らかの理由で高濃度 PCB 廃棄物を保管することとなった個人

表 1 中小企業者等の基準

業種	A 資本金又は 出資金の総額	B 常時使用する 従業員数
製造業、建設業、運輸業	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億円以下	900 人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200 人以下
その他 (上記以外の業種)	3 億円以下	300 人以下

注 業種は直近の決算書で最も売上げの大きい部門により判断します。

表 2 中小企業団体等の基準

基準	例
中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体	事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会
特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員の2/3以上が表1の基準のいずれかに該当する者であるもの	農業協同組合、漁業協同組合等

\*本社が都内にない法人であっても、助成対象物を都内の事業所で保管している場合は、助成の対象となります。

(4) 助成対象経費

高濃度PCB廃棄物を都内の保管場所から JESCO 東京事業所又は JESCO 北海道事業所（照明用安定器類に限る）までの収集運搬等に要する経費。なお、消費税及び地方消費税は助成対象経費に含みません。

経費項目		内容
ア	収集運搬	PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成23年8月改定)及び JESCO の定める受入基準で、中小法人等の事業場から高濃度 PCB 廃棄物を JESCO まで収集運搬するのに要する経費。
イ	積み込み	中小法人等の事業場から、人力もしくは重機等を用いて高濃度 PCB 廃棄物を収集運搬車両への積載に要する経費。
ウ	積下し	高濃度 PCB 廃棄物を収集運搬車両から JESCO の受入施設への搬入に要する経費。
エ	漏えい防止措置	損傷、変形等がある高濃度 PCB 廃棄物を目止め材等により補修し、収集運搬等における高濃度 PCB の漏えい防止に要する経費。 ※収集運搬ガイドラインに詳しくは記載されています。ご参照ください。
オ	その他措置	上記項目の経費に該当しない、高濃度 PCB 廃棄物を JESCO へ収集運搬するのに必要な措置のうち、都が認める経費。 ④ 夜間作業割増費用、クレーン使用費用、誘導員等

(5) 助成金の額及び助成限度額

■助成金の額

助成対象者	助成割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>■会社(株式・有限・合資・合名・合同)</li> <li>■個人事業者</li> <li>■中小企業団体等</li> <li>■法人</li> </ul>	助成対象経費の <b>50%</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■個人</li> <li>■破産者(破産管財人)</li> </ul> <small>※清算中・特別清算中・破産手続き中の法人も含む</small>	助成対象経費の <b>95%</b>

\*それぞれ助成限度額を超える金額の場合は、助成限度額を適用します。

■助成限度額

高濃度 PCB 廃棄物の種類・漏えい防止措置・その他措置のそれぞれに助成限度額が定められています。限度額の算出は次のとおりとなります。

① 高濃度 PCB 廃棄物の種類に応じた助成限度額

高濃度 PCB 廃棄物(変圧器類・コンデンサー類及び照明用安定器類)が 2 以上ある場合は、その種類ごとの助成限度額を合計した額となります。

PCB 原液及び PCB を含む油は一申請あたり一式での助成限度額となります。

\*対象となる項目は、(4) 助成対象経費の経費項目ア～ウになります。)

高濃度 PCB 廃棄物の種類	中小企業者等 (1 台・一式・1 缶あたりの助成限度額)	個人 (1 台・一式・1 kg・1 缶あたりの助成限度額)
変圧器類	260,000 円/台	494,000 円/台
コンデンサー類	115,000 円/台	218,500 円/台
PCB 原液及び PCB を含む油	115,000 円/式	218,500 円/式
安定器類 (ドラム缶)	75,000 円/缶	142,500 円/缶
安定器類 (ペール缶)	50,000 円/缶	95,000 円/缶

※ 照明用安定器類をドラム缶やペール缶などの容器に収納せずに収集運搬する場合、助成限度額は「安定器類 (ドラム缶)」を上限とします。(総重量100kg未滿が条件となります。)

②漏えい防止措置に係る助成限度額

漏えい防止措置が必要な高濃度PCB廃棄物が2以上ある場合は、それぞれに助成限度額を適用します。

\*対象となる項目は、(4) 助成対象経費の経費項目工になります。)

措置の種類	中小企業者等 (1台・一式あたりの助成限度額)	個人 (1台・一式あたりの助成限度額)
漏えい防止措置	50,000円/台	95,000円/台

③その他措置に係る助成限度額

① 以外の高濃度PCB廃棄物を収集運搬に必要な措置を行った場合、1申請あたり一式での助成限度額となります。

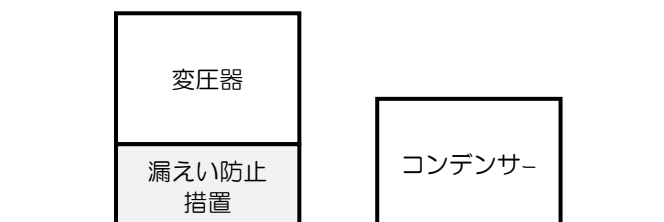
\*対象となる項目は、(4) 助成対象経費の経費項目才になります。)

措置の種類	中小企業者等	個人
その他の措置	230,000円/式	437,000円/式



【計算例①】

変圧器類・コンデンサー類を各1台ずつJESCO東京事業所へ収集運搬。うち1台に漏えい防止措置を行った場合。



【中小企業者等の場合】

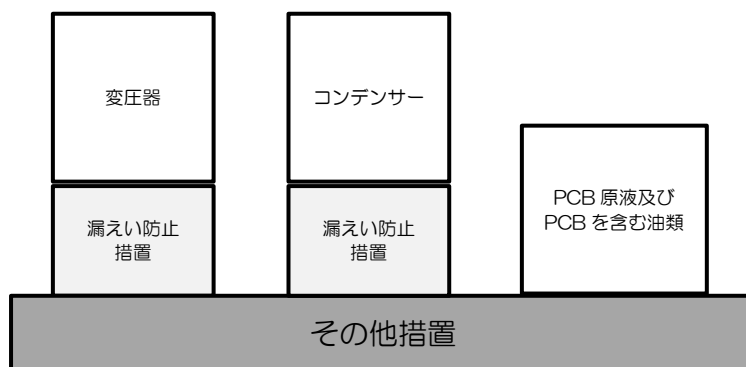
助成対象になる機器等		助成限度額の計算	助成限度額
A	変圧器類 1台	260,000円×1台 =260,000円	A+B+C= 425,000円
B	コンデンサー類 1台	115,000円×1台 =115,000円	
C	漏えい防止措置 1台	50,000円×1台 =50,000円	

【個人の場合】

助成対象になる機器等		助成限度額の計算	助成限度額
A	変圧器類 1台	494,000円×1台 =494,000円	A+B+C= 807,500円
B	コンデンサー類 1台	218,500円×1台 =218,500円	
C	漏えい防止措置 1台	95,000円×1台 =95,000円	

【計算例②】

変圧器類・コンデンサー類・PCB原液及びPCBを含む油を各1つずつJESCO東京事業所へ収集運搬。うち2台に漏えい防止措置。さらに、その他措置を行った場合。



【中小企業者等の場合】

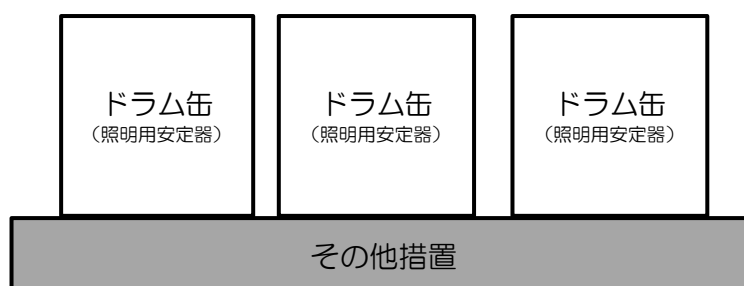
助成対象となる機器等			助成限度額の計算	助成限度額
A	変圧器類	1台	260,000円×1台 =260,000円	A+B+C+D+E= 820,000円
B	コンデンサー類	1台	115,000円×1台 =115,000円	
C	PCB原液及びPCBを含む油類	一式	115,000円	
D	漏えい防止措置	2台	50,000円×2台 =100,000円	
E	その他措置	一式	230,000円	

【個人の場合】

助成対象となる機器等			助成限度額の計算	助成限度額
A	変圧器類	1台	494,000円×1台 =494,000円	A+B+C+D+E= 1,558,000円
B	コンデンサー類	1台	218,500円×1台 =218,500円	
C	PCB原液及びPCBを含む油類	一式	218,500円	
D	漏えい防止措置	2台	95,000円×2台 =190,000円	
E	その他措置	一式	437,000円	

【計算例③】

照明用安定器類が入ったドラム缶3缶をJESCO北海道事業所へ収集運搬。その他措置を行った場合。



【中小企業者等の場合】

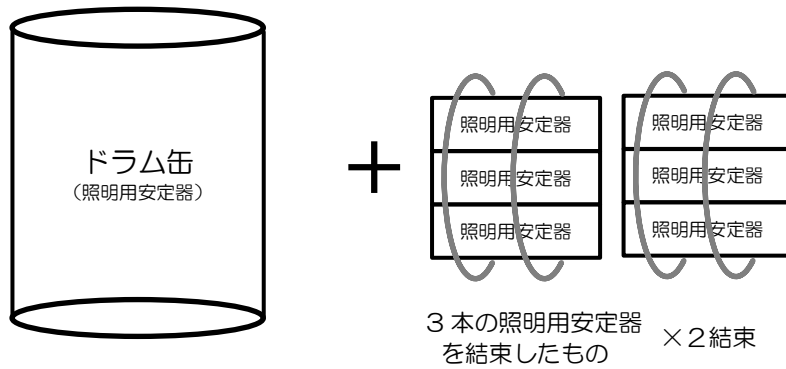
助成対象となる機器等			助成限度額の計算	助成限度額
A	照明用安定器類	1台	75,000円×3台 =225,000円	A+B=455,000円
B	その他措置	一式	230,000円	

【個人の場合】

助成対象となる機器等			助成限度額の計算	助成限度額
A	照明用安定器類	1台	142,500円×3台 =427,500円	A+B=864,500円
B	その他措置	一式	437,000円	

【計算例④】

照明用安定器類の入ったドラム缶1本と照明用安定器6本をJESCO北海道事業所へ収集運搬する場合。



【中小企業者等の場合】

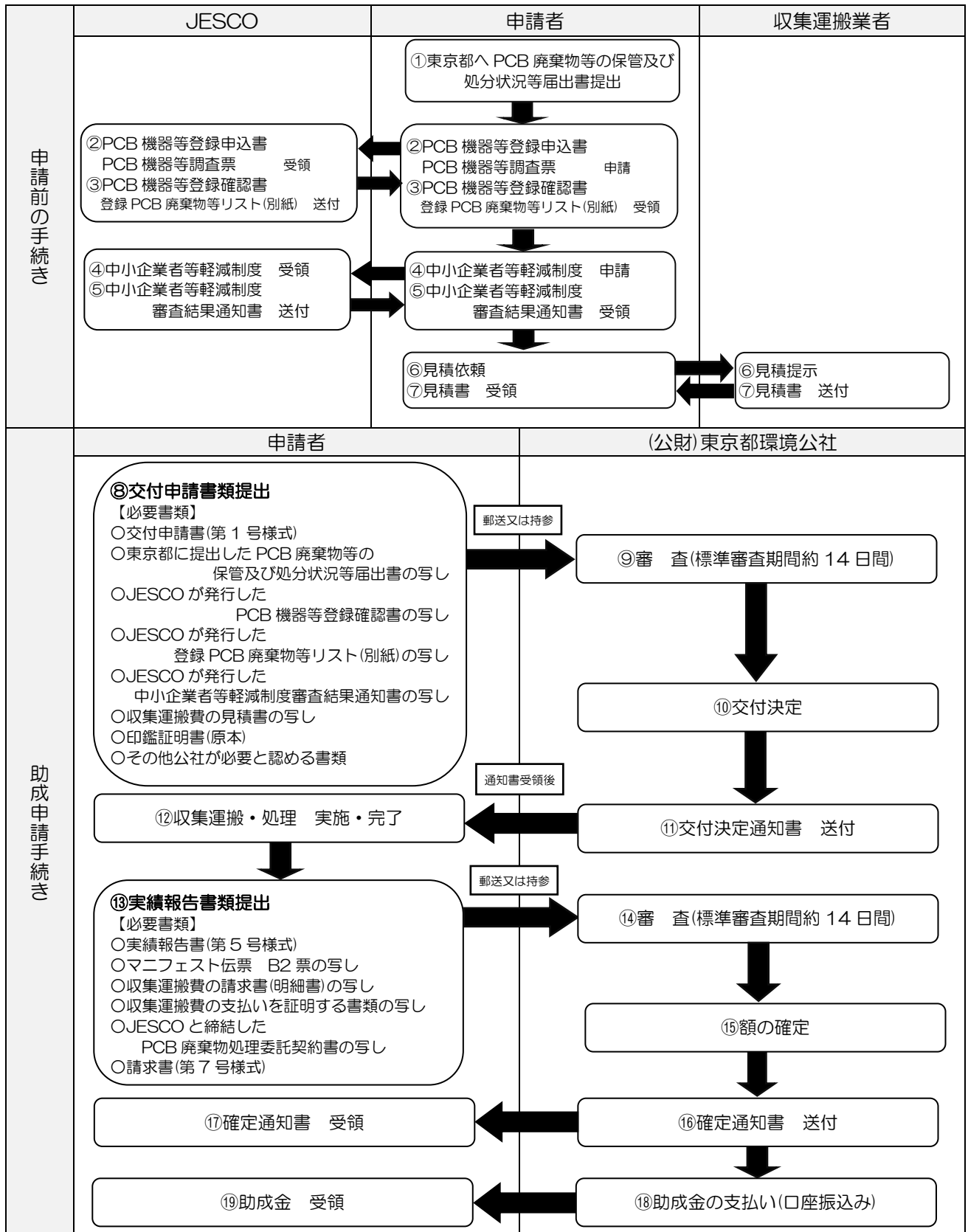
助成対象となる機器等		助成限度額の計算	助成限度額
A	照明用安定器類      ドラム缶1本	75,000円	A+B= 150,000円
B	照明用安定器類                  6本	75,000円	

【個人の場合】

助成対象となる機器等		助成限度額の計算	助成限度額
A	照明用安定器類      ドラム缶1本	142,500円	A+B= 285,000円
B	照明用安定器類                  6本	142,500円	

## 2 交付手続き 《申請はJESCO東京事業所、JESCO北海道事業所 それぞれに必要》

### (1) 手続きフロー図① (トランス・コンデンサー等をJESCO東京事業所へ収集運搬する場合)

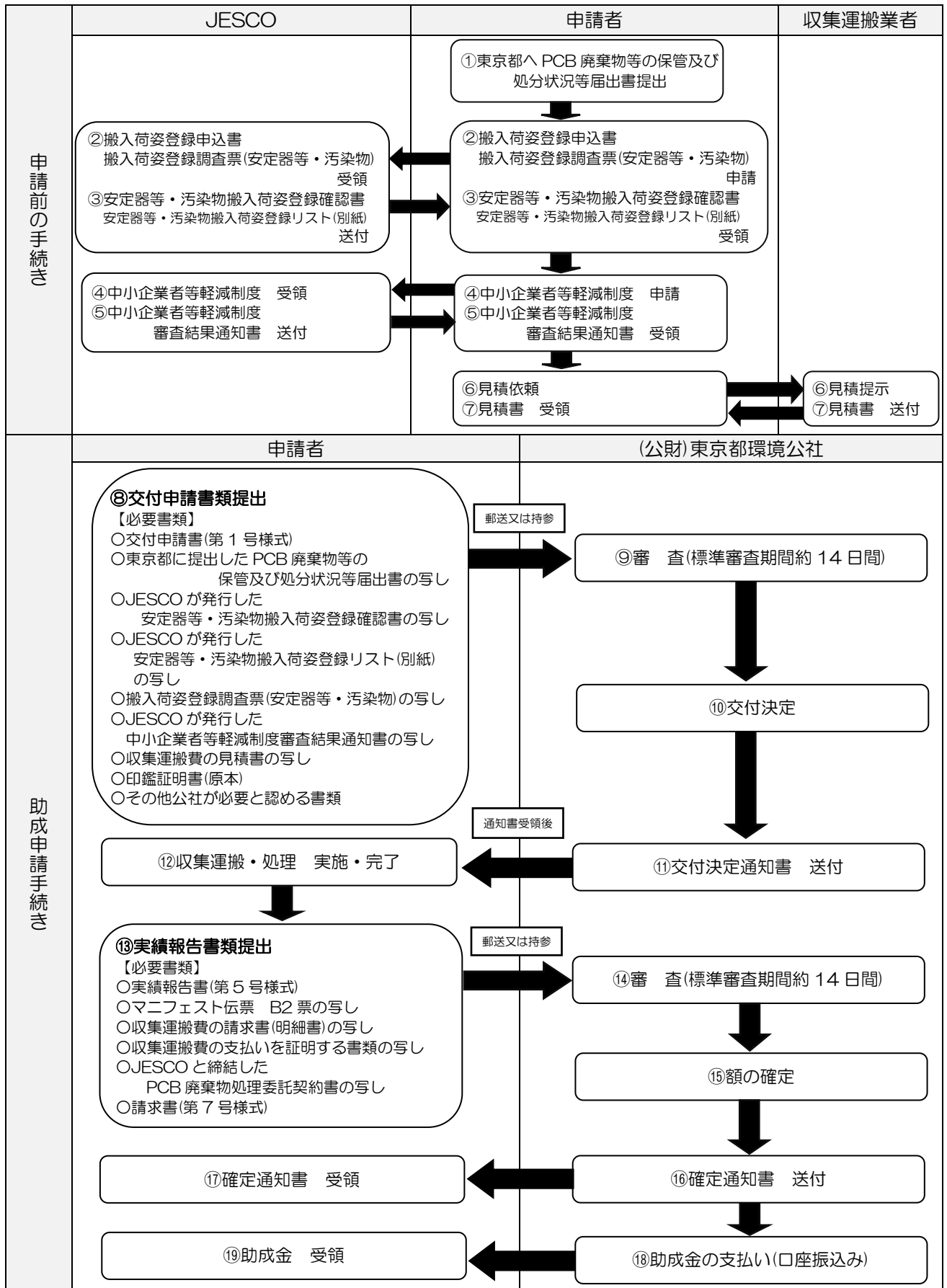


公社への書類の提出は2回行います。

1回目：収集運搬前の交付申請(⑧→⑨)

2回目：収集運搬後の実績報告(⑬→⑭)

(1) 手続きフロー図②（照明用安定器類をJESCO北海道事業所へ収集運搬する場合）



公社への書類の提出は2回行います。

1 回目：収集運搬前の交付申請(⑧→⑨)

2 回目：収集運搬後の実績報告(⑬→⑭)

## (2) 交付申請

### ①申請書受付期間

変圧器類、コンデンサー類、PCB 原液及びPCBを含む油類	<u>令和3年(2021年)</u> <u>3月31日まで</u>
照明用安定器	<u>令和4年(2022年)</u> <u>3月31日まで</u>

ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請書の受付を停止しますのでご注意ください。

- \* 上記期間に申請書を先着順に受け付け、審査の対象とします。
- \* 予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。

### ②申請方法

本事業への申請は、次のとおり行ってください。

#### ○申請書様式

会社のホームページより、必要な様式をダウンロードし、作成してください。

(公財)東京都環境公社ホームページ

<https://www.tokyokankyo.jp>

- \* インターネットをご利用にならない場合は、申請書を郵送いたしますので、お問い合わせください。その場合は、黒色のボールペンを使用し手書きで丁寧に記入をして下さい。  
注)鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことの出来るインクのペンで記入したもの、黒色以外のペンで記入したものについては、受付できませんのでご注意願います。

## ○申請方法

公社申請窓口へ、郵送又は持参してください。  
なお、持参する場合はあらかじめ電話で予約をしてください。

TEL 03-3633-2007

(土・日・祝日及び年末年始を除く9時00分から17時00分まで)

(公社申請窓口・郵送先)

〒130-0022

東京都墨田区江東橋4-26-5

東京トラフィック錦糸町ビル8階

公益財団法人東京都環境公社

(高濃度PCB助成金交付担当 宛)



## ○申請書類

提出部数 **1**部

申請書に押印（実印）の上、必要書類（P15参照）を添えて、公社窓口へ持参するか、公社へ郵送してください。

\* 申請書類はJESCO東京事業所、JESCO北海道事業所へ収集運搬ごとに申請してください。

\* 提出された書類は返却いたしません。

\* 助成金の審査手続中、公社からの問い合わせの際に確認していただくことがありますので書類は必ずコピーをとり、控えを保管してください。

## (3) 交付決定

○公社は、申請書を受け付けた後、審査を行い交付要件に合致していると認めるときは、交付決定通知書を申請者宛に送付します。

## (4) 収集運搬委託の実施

**○収集運搬は必ず交付決定通知書を受領した後に、実施してください。交付決定通知書の発行日より前に収集運搬を実施した場合は、助成金の交付はできません。**

○高濃度PCB廃棄物を収集運搬業者に引渡す際には、高濃度PCB廃棄物の種類ごとに、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト伝票」という。）を交付するとともに、積込み時には、保管事業者の特別管理産業廃棄物管理責任者又はその職務を代行する者が立会い、漏えい等がないか、適切な荷役が行われているか、委託契約書の内容と相違がないか等について確認してください。

\* 収集運搬の契約はJESCOに登録している事業者と行ってください。



## (5) 実績報告書

○運搬終了日（マニフェスト伝票 B2 票を受領した日）の翌日から起算して 15 日を経過した日又は令和 3 年（2021 年）12 月 31 日（JESCO 北海道事業所の場合は令和 4 年（2022 年）12 月 31 日まで）（必着）のいずれか早い日までに提出して下さい。

\* 報告方法は交付申請と同じです。必要書類は 15 頁を参照してください。

## (6) 助成金の額の確定及び支払い

○会社は、実績報告の内容を審査し、交付要件に合致していると認めた場合は、助成金の額の確定通知書を申請者宛に送付します。

○その後、指定口座に助成金を振込みます。

※交付決定額が助成限度額を超えた場合は、助成限度額を適用いたします。

## (7) 申請内容の変更

○交付決定通知後に下記に示す申請内容に変更が生じた場合は、速やかに承認申請書（第 3 号様式）を提出してください。

①	経費配分に変更が生じた場合
②	事業の内容を変更する場合
③	事業を廃止する場合
④	申請者の情報に変更が生じた場合
⑤	助成金振込先に変更が生じた場合

会社は、助成金交付決定額の変更を承認した場合は、承認通知書を申請者宛に送付します。申請者は、承認通知書を受領後に収集運搬を行なってください。

### 【施設搬入時に重量・寸法の変更が生じた場合の注意】

交付決定通知後に申請内容に変更が生じた場合は、「承認申請書（第 3 号様式）」を提出し、会社が発行する承認通知書を受領してから作業を実施することとなっていますが、高濃度 PCB 廃棄物を処理施設に搬入時の計量で、機器の重量・寸法に変更が生じることがあります。

この場合は、作業を実施する前に「承認申請書」を提出することが出来ないため、「承認申請書」の提出は不要となりますが、収集運搬完了後に提出する「実績報告書（第 5 号様式）」に変更する内容と必要事項を記入して提出してください。

また、施設搬入時の重量・寸法変更以外で申請内容に変更があった場合は、必ず承認申請書を提出してください。

### 3 必要書類

#### (1) 交付申請時

交付申請時提出書類			JESCO 東京事業所 (トランス・コン デンサ―・ PCB油類)	JESCO 北海道事業所 (安定器類)
①	交付申請書(第1号様式)	申請書には押印が必要です。押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。	○	○
②	PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出書(写)	都内で保管しているPCB廃棄物の機器等の情報を東京都に届け出る際に、記入する書類です。助成対象となる高濃度PCB廃棄物を都内で保管していることの確認に必要な書類です。	○	○
③	PCB機器等登録確認書(写)	JESCO東京事業所へ高濃度PCB廃棄物を搬入・処理するために必要な手続きを行った際にJESCOが発行する書類です。助成金の審査において、機器類・油類が助成対象になる廃棄物か確認するために必要な書類です。	○	
④	安定器等・汚染物搬入荷姿登録確認書(写)	JESCO北海道事業所へ高濃度PCB廃棄物(安定器類)を搬入・処理に必要な手続きを行った際にJESCOが発行する書類です。助成金の審査において、安定器類が助成対象になる廃棄物か確認するために必要な書類です。		○
⑤	登録PCB廃棄物リスト(別紙)(写)	JESCO東京事業所へ機器登録を行った機器類の内容が記載してある、JESCOが発行する書類です。交付申請する機器と同一のものか確認するために必要な書類です。	○	
⑥	安定器等・汚染物搬入荷姿登録リスト(別紙)(写)	JESCO北海道事業所へ機器登録を行った安定器等・汚染物の内容が記載してある、JESCOが発行する書類です。交付申請する機器と同一のものか確認するために必要な書類です。		○
⑦	搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物)(写)	JESCO北海道事業所へ安定器等・汚染物の搬入・処理するために必要な情報をJESCOに登録する書類です。助成金の審査において、安定器類が助成対象になる廃棄物か確認するために必要な書類です。		○
⑧	中小企業者等軽減制度審査結果通知書(写)	JESCOへ中小企業者等軽減制度の申請を行った後、審査の結果、制度適用の要件を満たすと発行される書類です。助成金の審査において、助成対象者に該当するか確認するのに必要な書類です。必ず有効期限内(発行されてから90日以内)にJESCOと処理契約を締結してください。	○	○
⑨	収集運搬費の見積書(写)	収集運搬業者等が発行した委託金額の見積書の写しで、助成対象経費ごとの税抜き金額を記載したものがが必要です。 見積書の写しをお送りいただく際は、以下の項目をご確認ください。 ①見積書発行日が記載されているか ②見積書発行者の印が押印されているか ③見積書の宛先が交付申請者と同一であるか ④見積書の内訳に記載された内容と交付申請書(第1号様式)に記載された内容が一致しているか。 ⑤見積書の合計金額の中に、対象外となる経費が含まれている場合は、その内容と金額を記載してください。 ※台数ごとに経費が分かるように必ず内訳を分けて出してください。	○	○
⑩	印鑑証明書(原本)	申請者が法人の場合は法務局、個人の場合は区市町村が交付する印鑑証明書の原本(発行後3箇月以内のもの)が必要です。	○	○

注：トランス、コンデンサー、油類と照明用安定器を同時に申請する場合、印鑑証明書の原本1部とコピー1部を提出することが可能です。

#### 【見積を依頼する際の注意】

- 高濃度PCB廃棄物の収集、運搬を委託する場合、事前に委託しようとする高濃度PCB廃棄物等の種類、数量、製造メーカー、製造番号、製造年月、電源容量、重量、寸法(幅、奥行き、高さ)性状、荷姿及び取り扱う際に注意すべき事項を控え、受託者に通知してください。
- 助成限度額を算定するため見積書の内訳には、JESCOへ搬入する機器の台数ごとの金額が分かるように依頼してください。

## (2) 実績報告時

実績報告時提出書類			JESCO 東京事業所 (トランス・コ ンデンサー・ PCB油類)	JESCO 北海道事業所 (安定器類)
①	実績報告書(第5号様式)	報告書には押印が必要です。押印は印鑑証明書と同一の印鑑を使用してください。	○	○
②	マニフェスト伝票 B2票(写)	運搬終了後に返送されるマニフェスト伝票(B2票・運搬終了)の写が必要です。電子マニフェストの場合は、発効日、排出者、排出事業場、収集運搬受託者、運搬終了年月日等が分かる画面を印刷してください。	○	○
③	収集運搬費の請求書(明細書)(写)	収集運搬業者等が発行した請求明細書が必要となります。 ※交付申請時に提出した見積書と同じ内訳内容の記載であり、発行者が見積業者と同一であることが必要です。	○	○
④	収集運搬費の支払いを証明する書類(写)	収集運搬業者等が発行した領収書又は銀行の利用明細書等の写しが必要となります。 請求明細書の金額と同一であることが必要です。 インターネットバンキングで支払いをした場合、振込金額・振込日・振込元・振込先が記載されている画面を印刷したものが必要です。	○	○
⑤	PCB廃棄物処理委託契約書(写)	JESCOとの処理契約が締結されたときに、JESCOから発行される書類です。軽減制度が適用されているかの確認に必要な書類です。	○	○
⑥	請求書(第7号様式)	申請者が公社に助成金を申請するための書類となります。 ※押印は印鑑証明と同一の印鑑を使用してください。	○	○

## 4 決定の取り消しについて

助成金の交付決定後、下記に該当すると認められる場合には、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

①	偽りその他、不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
②	助成金を他の用途に使用したとき。
③	助成対象事業を廃止したとき。
④	助成金の交付決定の通知を受ける前に助成対象事業に着手したとき。
⑤	予定の期間内に助成対象事業を完了しないとき。
⑥	その他助成金の交付決定の内容又は、これに付した条件その他法令又は、要綱に基づく命令に違反したとき。

## 5 個人情報等の取り扱いについて

公社が取得した申請書類の内容が含まれる個人情報等については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、東京都に提供する場合があります。なお、個人情報等については、上記の目的を除き以下の利用目的以外に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

○本事業における申請・審査、事業管理等のため。

○事務連絡、資料送付等のため。

○公社が行う事業に関する情報提供のため。

## 6 その他の事項

本手引きは、「東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金交付要綱」に基づき、助成金の具体的な申請方法等を取りまとめたものです。

## 7 申請書類チェックリスト

### 交付申請時チェックリスト

必要書類		様式等	発行元	備考	JESCO 東京事業所 (トランス・コン デンサー・ PCB油類)	JESCO 北海道事業所 (安定器類)
①	交付申請書	第1号様式	—	押印が印鑑証明書のもとの同一である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	PCB廃棄物等の保管及び使用状況等届出書	写し	東京都	申請の機器が全て記載されていて、東京都の受付印が押されている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	PCB機器等登録確認書	写し	JESCO	保管事業場名称等が、上記②の必要書類と一致している。	<input type="checkbox"/>	—
④	安定器等・汚染物搬入荷姿登録確認書	写し	JESCO	保管事業場名称等が、上記②の必要書類と一致している。	—	<input type="checkbox"/>
⑤	登録PCB廃棄物リスト(別紙)	写し	JESCO	申請の機器が全て記載されている	<input type="checkbox"/>	—
⑥	安定器等・汚染物搬入荷姿登録リスト(別紙)	写し	JESCO	申請の機器が全て記載されている	—	<input type="checkbox"/>
⑦	搬入荷姿登録調査票(安定器等・汚染物)	写し	JESCO	保管事業場名称等が、上記②の必要書類と一致している。	—	<input type="checkbox"/>
⑧	中小企業者等軽減制度 審査結果通知書	写し	JESCO	中小企業者等軽減制度審査結果通知書が適用有効期間内のもの ※ただし適用有効期間が切れていても、JESCOと処理契約委託済であれば受付可とします。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	収集運搬費の見積書	写し	収集運搬業者等	見積書の詳細が明記されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩	印鑑証明書	原本	—	発行後3ヶ月以内のもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

### 実績報告時チェックリスト

必要書類		様式等	発行元	備考	JESCO 東京事業所 (トランス・コン デンサー・ PCB油類)	JESCO 北海道事業所 (安定器類)
①	実績報告書	第5号様式	—	押印が印鑑証明書のもとの同一である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	マニフェスト伝票 B2票	写し	—	交付年月日は、交付申請の決定日より後の日付になっている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	収集運搬費の請求書(明細書)	写し	収集運搬業者等	税抜き金額での記載がされている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	収集運搬費の支払いを証明する書類	写し	収集運搬業者等	請求書よりも後の日付になっている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	PCB廃棄物処理委託契約書	写し	JESCO	排出事業者と申請者が同一で、廃棄物の種類・処理料金の割引が記載されている	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	請求書	第7号様式	—	押印が印鑑証明書のもとの同一である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 8 様式記入例

**記入例**



〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

**JESCO東京事業所へ収集運搬する場合**

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

**東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金交付申請書**

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】申請者			
住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都墨田区江東橋〇-〇-△		
申請者名 (法人名)	フリガナ マルマルカブシキガイシャ 〇〇株式会社		
〈法人の場合〉 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク スミダ タロウ 代表取締役 墨田 太郎	(法人実 代表者印 )	
電話番号	03-□□□□-△△△△		
【2】保管場所			
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の内容と同一のものを記入して下さい。			
高濃度PCB廃棄物を保管する 場所の所在地	□申請者住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他(下欄に住所記載) 東京都新宿区西新宿〇-〇-△		
高濃度PCB廃棄物を保管する 場所の名称	〇〇株式会社 □□支店		
事業所番号又は受領日(*)	△△-△△△△△△ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		
【3】収集運搬先JESCO事業所			
JESCO東京PCB事業所			JESCO東京事業所又はJESCO 北海道事業所のどちらかを必ず 記入してください
【4】収集運搬実施予定日			
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日			※収集運搬 場合は、目安の日付を記入。
【5】申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先			
名称(所属)	〇〇株式会社		
担当者氏名	錦糸町 花子		
住所	〒 ●●●●-●●●● 東京都新宿区西新宿〇-〇-△		
電話番号/FAX番号	TEL 03-〇〇〇〇-□□□□	FAX	03-〇〇〇〇-□□□□
メールアドレス	■■■■■■@△△△.co.jp		

\* ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条の規定に基づき、毎年6月に東京都知事宛にする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」に記載している事業所番号を記入してください。ただし、この申請を提出する年度において初めて当該届出書を東京都知事宛提出された事業者の方は、受領日を記入してください。

# 記入例

JESCO東京事業所へ収集運搬する場合



印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

【6】助成対象機器の内容				
特措法届出番号	品名	定格容量 又は 容器種類	総重量(kg)	
1	⑬-1	高圧コンデンサー	25KvA	31 kg
2	⑬-1	高圧コンデンサー	50KvA	55 kg
3	⑰-1	トランス油		295 kg
4				kg
5				kg

JESCOの登録廃棄物リストに記載されている内容を記入して下さい。

※上記にはJESCOで発行された登録PCB廃棄物リストの情報を記入して下さい。

【7】経費配分		
助成対象経費	金額欄(A)※1	助成対象額※2
1 高濃度PCB廃棄物収集運搬費	540,500	270,250
2 漏えい防止措置経費	180,000	90,000
3 その他措置経費	320,000	160,000
上記1～3の合計(消費税抜き)	1,040,500 (B)	520,250

見積書(内訳書)に記載された金額を記入して下さい。

左記(B)の百円未満を切捨て	
(C)	520,200

※1 金額欄(A)には、見積書に記載されている金額を記入して下さい。(消費税及び地方税を除く金額を記入して下さい)。  
※2 助成対象金額の欄には、中小企業者等の場合は金額欄(A)の1/2、個人等の場合は金額欄(A)の95/100の金額を記入して下さい。

【8】助成金振込先												
金融機関名 (カタカナ)	□□ギンコウ											
支店名 (カタカナ)	△△シテン											
銀行番号	1	2	3	4	支店コード	5	6	7	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄
口座名義 ※ (カタカナ)	マルマルカブシキガイシャ											
口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7	※口座名義は、申請者と同一にしてください。				



捨印

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

**JESCO北海道事業所へ収集運搬する場合**

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

**東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金交付申請書**

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】申請者			
住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都墨田区江東橋〇-□-△		
申請者名 (法人名)	フリガナ マルマルカブシキガイシャ 〇〇株式会社		印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。  印
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク スミダ タロウ 代表取締役 墨田 太郎	(法人実 代表者印)	
電話番号	03-□□□□-△△△△		
【2】保管場所			
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の内容と同一のものを記入して下さい。			
高濃度PCB廃棄物を保管する場所の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他(下欄に住所記載) 東京都新宿区西新宿〇-□-△		
高濃度PCB廃棄物を保管する場所の名称	〇〇株式会社 □□支店		事業所番号又は受領日のどちらか一方を必ず記入して下さい。
事業所番号又は受領日(*)	△△-△△△△△△ 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		
【3】収集運搬先JESCO事業所			
JESCO北海道PCB事業所		JESCO東京事業所又はJESCO北海道事業所のどちらかを必ず記入して下さい	
【4】収集運搬実施予定日			
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		※収集運搬は、目安	
【5】申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先			
名称(所属)	〇〇株式会社		
担当者氏名	錦糸町 花子		
住所	〒 ●●●-●●●● 東京都新宿区西新宿〇-□-△		
電話番号/FAX番号	TEL 03-〇〇〇〇-□□□□	FAX	03-〇〇〇〇-□□□□
メールアドレス	■■■■■@△△△.co.jp		

\* ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条の規定に基づき、毎年6月に東京都知事宛にする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」に記載している事業所番号を記入して下さい。ただし、この申請を提出する年度において初めて当該届出書を東京都知事宛提出された事業者の方は、受領日を記入して下さい。

## 記入例

捨印

JESCO北海道事業所へ収集運搬する場合

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

## 【6】助成対象機器の内容

特措法届出番号	品名	定格容量 又は 容器種類	総重量(kg)
1	⑭-1 照明用安定器	ドラム缶	500 kg
2	⑭-1 照明用安定器	容器なし	54 kg
3			kg
4			kg
5			kg

JESCOの登録廃棄物リストに記載されている内容を記入して下さい。

台数が多い場合には別紙にてリストを作成して下さい。

※上記にはJESCOで発行された登録PCB廃棄物リストの情報を記入して下さい。

## 【7】経費配分

見積書(内訳書)に記載された金額を記入して下さい。

助成対象経費	金額欄(A)※1	助成対象額※2
1 高濃度PCB廃棄物収集運搬費	163,500	81,750
2 漏えい防止措置経費		
3 その他措置経費		
上記1~3の合計(消費税抜き)	163,500 (B)	81,750

左記(B)の百円未満を切捨て

(C) 81,700

※1 金額欄(A)には、見積書に記載されている金額を記入して下さい。(消費税及び地方税を除く金額を記入して下さい。)

※2 助成対象金額の欄には、中小企業者等の場合は金額欄(A)の1/2、個人等の場合は金額欄(A)の95/100の金額を記入して下さい。

## 【8】助成金振込先

金融機関名 (カタカナ)	□□ギンコウ											
支店名 (カタカナ)	△△シテン											
銀行番号	1	2	3	4	支店コード	5	6	7	預金種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input checked="" type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄
口座名義※ (カタカナ)	マルマルカブシキガイシャ											
口座番号 (右詰め)	1	2	3	4	5	6	7					

※口座名義は、申請者と同一にしてください。

**記入例**

(JESCO東京事業所、JESCO北海道事業所共通)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

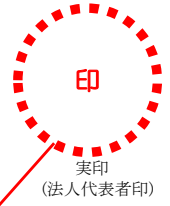


〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

申請者名(法人名) 〇〇株式会社

役職・代表者名 代表取締役 墨田 太郎



住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
東京都墨田区江東橋〇-〇-△

印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

記入不要です。

**東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業(変更・廃止)承認申請書**

年 月 日付 整理番号 号をもって、交付決定を受けた東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金について、内容に変更が生じたので、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

助成金交付決定額を記入して下さい

■下記【1】～【4】の該当する項目の口にし点を入れ記入して下さい。■

<input checked="" type="checkbox"/> 【1】変更、廃止の理由												
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の為												
<input checked="" type="checkbox"/> 【2】交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載すること。)												
交付決定額		金 520,200 円			変更申請額		金 505,400 円					
<input checked="" type="checkbox"/> 【3】経費配分												
助成対象経費		金額 欄(A)※1			助成対象額※2							
1	高濃度PCB廃棄物収集運搬費	540,800			270,400							
2	漏えい防止措置経費	150,000			75,000							
3	その他措置経費	320,000			160,000							
上記1～3の合計(消費税抜き)		1,010,800			(B)	505,400						
					(C)	505,400						
<input checked="" type="checkbox"/> 【4】助成金振込先												
金融機関名 (カタカナ)		▲▲ギンコウ										
支店名 (カタカナ)		■■シテン										
銀行番号		1	2	3	4	支店コード	5	6	7	8	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
口座名義 ※ (カタカナ)		〇〇カブシキガイシャ										
口座番号 (右詰め)		1	2	3	4	5	6	7				
※口座名義は、申請者と同一にしてください。												

【3】経費配分(C)の金額を記入してください。

助成対象経費の変更が一部のみであっても、全て記入して下さい。

※1 金額欄(A)には、見積書に記載されている金額を記入して下さい。(消費税及び地方税を除く金額を記入して下さい。)

※2 助成対象金額の欄には、中小企業者等の場合は金額欄(A)の1/2、個人等の場合は金額欄(A)の95/100の金額を記入して下さい。左記(B)の百円未満を切捨て

\*添付書類 (申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること。)

**記入例**

(JESCO東京事業所、JESCO北海道事業所共通)  
 公益財団法人 東京都環境公社  
 理事長 殿



〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

印鑑証明書と同一のものを  
必ず押してください。

記入不要です。

**東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金実績報告書**

年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の交付決定を受けた  
 東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

【1】申請者		印鑑証明書と同一のものを 必ず押してください。	
住 所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 東京都墨田区江東橋〇-〇-△	実 印 (法人代表者印)	
申請者名 (法人名)	フリガナ マルマルカブシキガイシャ 〇〇株式会社		
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク スミダ タロウ 代表取締役 墨田 太郎		

【2】収集運搬完了日 <small>(マニフェストB2票の運搬終了年月日)</small>
〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日

【3】助成金交付決定額
金 505,400 円

【4】変更の内容 <small>(処理施設搬入時に重量や寸法の変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入) (単位:円)</small>		
助成対象経費	金額欄(A)※1	助成対象額※2
1 高濃度PCB廃棄物収集運搬費	540,800	270,400
2 漏えい防止措置経費	120,000	60,000
3 その他措置経費	320,000	160,000
各項目合計	980,800 (B)	490,400

●金額は全て税抜き金額で記入  
 ※助成対象金額の欄には、中小企業者等の場合は金額欄(A)の1/2、個人等の場合は金額欄(A)の95/100  
 の金額を記入して下さい。

助成限度額を超えた場合は、助成限度額  
を適用します。

【5】変更後の助成交付決定金額
490,400

●上記Bの百円未満を切捨てた金額

第7号様式

**記入例**



印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。

**(JESCO東京事業所、JESCO北海道事業所共通)**

年 月 日

記入不要です。

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 殿

### 東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金請求書

請求金額 **490,400** 円

記入不要です。

年 月 日付 整理番号 号をもって、助成金の額の確定通知を受けた東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業に係る助成金を請求します。

#### 【申請者】

住 所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇		印鑑証明書と同一のものを必ず押してください。
	東京都墨田区江東橋〇-□-△		
申請者名 (法人名)	フリガナ マルマルカブシキガイシャ	(法人代表者印)	
	〇〇株式会社		
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ ダイヒョウトリシマリヤク スミダ タロウ		
	代表取締役 墨田 太郎		

## 9 様式集

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

## 東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金交付申請書

公益財団法人東京都環境公社が定める東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

【1】申請者			
住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ		
〈法人の場合〉 役職・代表者名	フリガナ	（法人 代表者 印 ）	
電話番号			
【2】保管場所			
高濃度PCB廃棄物を保管する 場所の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> その他(下欄に住所記載)		
高濃度PCB廃棄物を保管する 場所の名称			
事業所番号又は受領日(*)	H	—	年 月 日
【3】収集運搬先JESCO事業所			
【4】収集運搬実施予定日			
	年	月	日
※収集運搬の実施予定日が決定していない場合は、目安の日付を記入。			
【5】申請内容に関する問い合わせ先・通知書発送先			
名称(所属)			
担当者氏名			
住 所	〒		
電話番号/FAX番号	TEL	FAX	
メールアドレス			

\* ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)第8条の規定に基づき、毎年6月に東京都知事宛にする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書」に記載している事業所番号を記入してください。ただし、この申請を提出する年度において初めて当該届出書を東京都知事宛提出された事業者の方は、受領日を記入してください。

捨印

【6】助成対象機器の内容			
特措法 届出番号	品名	定格容量 又は 容器種類	総重量(kg)
1			kg
2			kg
3			kg
4			kg
5			kg

※上記にはJESCOで発行された登録PCB廃棄物リストの情報を記入して下さい。

【7】経費配分		
助成対象経費	金額欄(A)※1	助成対象額※2
1 高濃度PCB廃棄物収集運搬費		
2 漏えい防止措置経費		
3 その他措置経費		
上記1～3の合計(消費税抜き)		(B)

左記(B)の百円未満を切捨て

(C)

※1 金額欄(A)には、見積書に記載されている金額を記入して下さい。(消費税及び地方税を除く金額を記入して下さい。)

※2 助成対象金額の欄には、中小企業者等の場合は金額欄(A)の1/2、個人等の場合は金額欄(A)の95/100の金額を記入して下さい。

【8】助成金振込先										
金融機関名 (カタカナ)										
支店名 (カタカナ)										
銀行番号						支店コード			預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄
口座名義 ※ (カタカナ)										
口座番号 (右詰め)										

※口座名義は、申請者と同一にしてください。



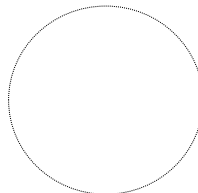


年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

申請者名(法人名)

役職・代表者名



実印  
(法人代表者印)

〒

住所

### 東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業(変更・廃止)承認申請書

年 月 日付 整理番号 号をもって、交付決定を受けた東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金について、内容に変更が生じたので、関係書類を添えて下記のとおり承認を申請します。

記

■下記【1】～【4】の該当する項目の□にレ点を入れ記入して下さい。■

<input type="checkbox"/> 【1】変更、廃止の理由													
<input type="checkbox"/> 【2】交付決定額の変更(交付決定額に変更がある場合に限り記載すること。)													
交付決定額		金 円			変更申請額		金 円						
<input type="checkbox"/> 【3】経費配分													
助成対象経費		金額 欄(A)※1			助成対象額※2								
1	高濃度PCB廃棄物収集運搬費												
2	漏えい防止措置経費												
3	その他措置経費												
上記1～3の合計(消費税抜き)		(B)			<input type="checkbox"/> (C) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">左記(B)の百円未満を切捨て</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>					左記(B)の百円未満を切捨て			
左記(B)の百円未満を切捨て													
<input type="checkbox"/> 【4】助成金振込先													
金融機関名 (カタカナ)													
支店名 (カタカナ)													
銀行番号		支店コード			預金種類		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄						
口座名義 ※ (カタカナ)													
口座番号 (右詰め)													

\*添付書類 (申請の内容に応じてその証明となる書類を添付すること。)

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 殿

## 東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金実績報告書

年 月 日付 整理番号

号をもって、助成金の交付決定を受けた

東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業の実績について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

【1】申請者			
住 所	〒		
申請者名 (法人名)	フリガナ	実印 (法人代表者印)	
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ		

【2】収集運搬完了日 <small>(マニフェストB2票の運搬終了年月日)</small>
年 月 日

【3】助成金交付決定額
金 円

【4】変更の内容 <small>(処理施設搬入時に重量や寸法の変更があり、交付決定額に変更があった場合のみ記入)</small> (単位:円)		
助成対象経費	金額欄(A)	助成対象額※
1 高濃度PCB廃棄物収集運搬費		
2 漏えい防止措置経費		
3 その他措置経費		
各項目合計		(B)

●金額は全て税抜き金額で記入

※助成対象金額の欄には、中小企業者等の場合は金額欄(A)の1/2、個人等の場合は金額欄(A)の95/100の金額を記入して下さい。

【5】変更後の助成交付決定金額

●上記Bの百円未満を切捨てた金額



年 月 日

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 殿

### 東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業助成金請求書

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

年 月 日付 整理番号 \_\_\_\_\_ 号をもって、助成金の額の確定通知  
を受けた東京都高濃度PCB廃棄物収集運搬支援事業に係る助成金を請求します。

【申請者】			
住 所	〒 _____		
申請者名 (法人名)	フリガナ _____	（法人代表者印）	_____
<法人の場合> 役職・代表者名	フリガナ _____		



公益財団法人 東京都環境公社  
環境技術部技術課 高濃度PCB担当

電話 03-3633-2007  
FAX 03-3644-2260